この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の 防止に努めてください。

特例郵便等投票請求書

特	定患者	1等の郵信	更等	を用い	て行う	投票	方法の	り特例	に関す	る法律	(以下	「特	例法」	とい	う。)	第3	条第	1項の
規定は	こより)、 <u></u>	£	手	月	日執行	行の									_選	挙にま	3いて、
次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。												用紙及						
		Г		区・町	· 村	選挙	管理教	委員会	委員長	殿			=		年		月	日
1 請求者	フ	リガナ																
	氏名 (署名)																	
	住所		₹		_													
	連	電話番号						()							
	連絡先	メール アドレス																
2 現在する場所 (投票用紙等送付先)				住所と 住所以		以下に	-記載))										
			(1)	外出	自粛要	請又	は隔離	能・停	留の措	置に係	る書面	可(次	O(1)^	-30	いず	れか	を選	尺)
3 提示(同封) する文書				\square \bigcirc) 検疫 上記	法に。	よる外	出自 际(「	粛要請 司封)	請に係。 又は隔 をする。	雑・停	留の排				ナ。		
外出自粛要請又 は隔離・停留の 措置に係る書面 の提示をするこ とができない特 別の事情がある 場合の申出							□ 5 □ 7	されて 交付さ その他	いない れた書	面を紛				を受け	けたが	、書	面をク	交付)))
			(2)	その	他の文	書(該当す	ける場	合のみ	選択)								
				□選	攀人	名簿登	録証	明書	(選挙人	だ登録 名簿登)交付を	録証明	書のる	で付を	受けて	こいる	船員	の場合	<u>;</u>)
4 引き続き当該都道府県 の区域内に住所を有す ることの確認の申請										≤におい 8を申請			移転後	後も弓	き続	き当	該都过	首府県
備者	_		_											_		_		

- 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合は所在地を明確に書いてください。
- 3 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置(特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の隔離・停留の措置) に係る書面(次のいずれかの書面)を提示(同封)してください(当該書面は、投票用紙等と併せて返送します。)。 ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面(同法施行規則第23条の4第1項)

 - 検疫法による外出自粛要請(同法第14条第1項第3号)に係る書面(同法施行規則第4条の3)
 - 検疫法による隔離・停留の措置(同法第14条第1項第1号又は第2号)により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫 所長が証する書面
 - エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面(同法第18条第1項)
- 4 特別の事情により備考3の書面の提示(同封)をすることができない場合(特例法第3条第2項ただし書)は、表中3(1)③にチェ ックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
- 5 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名 簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示(同封)し、表中3(2)の該当する欄に チェックを入れてください。
- 6 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請す る場合(特例法施行令第1条第2項第1号)には、表中4にチェックを入れてください。
- 7 この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。